

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 2月12日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

広島県公安委員会規則第3号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則（昭和36年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中	「	ベルト(男性)	年間	12月	を
		冬・合ベルト (女性)	10月1日から翌年5月31日まで	8月	
		夏ベルト (女性)	6月1日から9月30日まで	4月	
	」				

「 |ベルト |年間 | 12月 |」に改める。

別表第1 女性警察官の項を次のように改める。

女性警察官	警 笛 つ り ひ も	2本	24月
-------	-------------	----	-----

附 則

この公安委員会規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。